

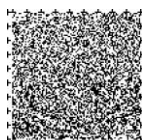
第9章 障害児への支援

障害児支援については、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（平成22年法律第71号。以下「整備法」といいます。）により、平成24年4月から、障害種別ごとに分かれていた障害児施設支援が障害児通所支援、障害児入所支援に再編されるとともに、障害児通所支援の実施主体が都道府県から市町村に移行されるなどの見直しが行われました。

障害児がより身近な地域で療育を受けられるようにするという整備法の趣旨を踏まえ、通所支援事業所等専門的な支援機関と連携し、障害児の支援体制を確保するため、以下のとおり、障害児支援についても第4期計画に盛り込むこととしました。

（児童福祉法における障害児のためのサービス内容の概要）

障害児通所支援	児童発達支援	通所利用の障害児に対する支援を行う身近な療育の場です。 ※児童発達支援センター：通所支援のほか、身近な地域の障害児支援の拠点として、「地域で生活する障害児や家族への支援」、「地域の障害児を預かる施設に対する支援」を実施するなどの地域支援を実施します。
	医療型児童発達支援	児童発達支援に加え、肢体不自由児に対する治療を行います。
	放課後等デイサービス	学校就学中の障害児に対して、放課後や学校の休業日において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。 学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
	保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。
障害児入所支援	福祉型障害児入所施設	従来の障害種別の施設と同等の支援を確保するとともに、主たる対象とする障害以外の障害を受け入れた場合に、その障害に応じた適切な支援を提供します。
	医療型障害児入所施設	障害に応じた適切な支援に加え、医療も提供します。
	障害児相談支援	障害児支援利用援助：障害児通所支援の申請に係る通所給付決定前に、障害児支援利用計画案を作成、通所給付決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。 継続障害児支援利用援助：通所給付決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。



1 障害児支援サービスの利用状況

過去3年間の障害児支援の利用実績は次のとおりです。

なお、平成24年度、25年度は各年度4月利用分、平成26年度は9月利用分の実績を記載しています。

(1) 障害児通所支援

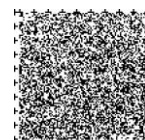
単位：実利用人数/月

サービス種別	区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
児童発達支援	全 県	2,958	3,371	4,364
医療型児童発達支援	備前圏域	1,152	1,265	1,599
放課後等デイサービス	備中圏域	1,578	1,836	2,389
保育所等訪問支援	倉敷・井笠圏域	1,514	1,734	2,227
	高梁・新見圏域	64	102	162
	美作圏域	228	270	376
	津山・勝英圏域	221	264	357
	真庭圏域	7	6	19

(2) 障害児入所支援

単位：実入所人数/月

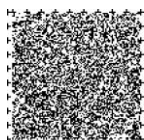
サービス種別	区分	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
		契約	措置	計	契約	措置	計	契約	措置	計
福祉型障害児入所支援 医療型障害児入所支援	全 県	60	172	232	86	162	248	77	149	226
	岡山市以外	30	116	146	41	105	146	39	98	137
	岡山市	30	56	86	45	57	102	38	51	89



(3) 障害児相談支援

単位：実利用人数/月

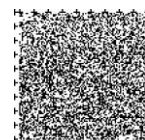
サービス種別	区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
障害児相談支援	全 県	3	113	192
	備前圏域	2	11	67
	備中圏域	1	102	116
	倉敷・井笠圏域	1	102	67
	高梁・新見圏域	0	0	49
	美作圏域	0	0	9
	津山・勝英圏域	0	0	7
	真庭圏域	0	0	2



2 障害児支援の整備状況

平成26年10月1日における障害児通所支援事業所等の指定状況は次のとおりです。

		通所支援				入所支援		障害児相談支援
		児童発達支援	放課後等デイサービス	医療型児童発達支援	保育所等訪問支援	福祉型障害児入所施設	医療型障害児入所施設	
備前圏域	岡山市	26	26		7	3	3	19
	玉野市	4	4		1			3
	備前市	1	2					1
	瀬戸内市	1	1					2
	赤磐市	1	3					
	和気町							2
	吉備中央町							2
備中圏域	倉敷・井笠圏域							
	倉敷市	34	26	1	2			19
	笠岡市	3	1		1			1
	井原市	2	2					1
	総社市	5	4		1			3
	浅口市	1	2					
	早島町	1	3	1			1	1
	里庄町							
	矢掛町	2	1					1
	高梁・新見圏域							
	高梁市	3	3					1
	新見市	1	1					2
	美作圏域	津山・勝英圏域						
津山市		3	4		1	1		7
美作市		1	1					
鏡野町		1	1					
勝央町			1					1
奈義町								
西粟倉村								
久米南町								
美咲町								2
真庭圏域								
真庭市		1	1					1
新庄村								
計		91	87	2	13	4	4	69



3 障害児支援の見込量

障害児通所支援の見込量については、市町村計画との整合性を図り、市町村の見込量を基に算出しています。市町村では、国が定めた基本指針や過去の実績、地域の実情等を踏まえて、見込量を算出しています。また、障害児入所支援の見込量については、入所給付決定及び措置決定を行う岡山県及び岡山市の見込量を合算して算出しています。

(1) 障害児通所支援

児童発達支援等の障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）は、身近な地域で療育等の通所支援を受け、利用者が将来地域社会で自立して生活していくために重要なサービスです。

ア 現状と課題

児童発達支援及び放課後等デイサービスは、利用ニーズが高く各圏域・サブ圏域に1箇所以上が設置されていますが、マンパワーの不足及び事業所間での支援内容の差が課題となっています。

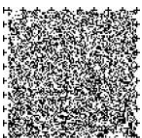
医療型児童発達支援は、全県的に利用実績が少なく、事業所は倉敷・井笠圏域に2か所あるのみですが、他の圏域においても事業所の設置を視野に入れながら、適切に対応できる体制を整備しておく必要があります。

保育所等訪問支援は、高梁・新見圏域及び真庭圏域には設置がなく、利用実績も少ない状況であり、集団生活の場に出向いて行うという、通所支援とは異なる支援の形態を生かす必要があります。

また、障害児に対し、早期の療育開始がなされるよう、保健分野、福祉分野及び医療分野の各機関の連携を図る必要があります。

イ 今後の取組

今後国から示される予定の障害児通所支援に関するガイドラインの活用等によって、通所支援事業所の支援内容の充実に努めていきます。また、保育所等訪問支援等を活用しながら、身近な地域の障害児支援の拠点としての児童発達支援センターを中心とした重層的な支援体制の構築を図ります。また、就学時及び卒業時の支援体制の円滑な移行が行われるよう、障害児支援担当部局、子育て支援担当部局及び教育委員会との連携体制を確保します。特に、1歳6か月児健診、3歳児健診で把握された発達障害の疑いのある児への支援体制の整備に努め、適切に児童発達支援事業所等の療育機関への案内を行うことなどにより早期の療育開始につなげていきます。



① 児童発達支援

児童発達支援事業所において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

＜児童発達支援の見込量＞

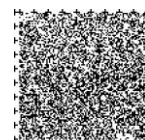
区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		
	実利用者数 【人／月】	利用見込量 【人日／月】	実利用者数 【人／月】	利用見込量 【人日／月】	実利用者数 【人／月】	利用見込量 【人日／月】	
備 前 圏 域	871	4,708	885	4,827	900	4,950	
備 中 圏 域	1,785	12,050	1,857	12,375	1,951	12,746	
美 作 圏 域	274	1,070	290	1,141	298	1,166	
合 計	2,930	17,828	3,032	18,343	3,149	18,862	
再 掲	倉敷・井笠圏域	1,620	11,407	1,648	11,616	1,674	11,810
	高梁・新見圏域	165	643	209	759	277	936
	津山・勝英圏域	254	1,005	260	1,043	263	1,052
	真庭圏域	20	65	30	98	35	114

② 医療型児童発達支援

診療所等において、児童発達支援及び治療を行います。

＜医療型児童発達支援の見込量＞

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		
	実利用者数 【人／月】	利用見込量 【人日／月】	実利用者数 【人／月】	利用見込量 【人日／月】	実利用者数 【人／月】	利用見込量 【人日／月】	
備 前 圏 域	11	85	12	95	12	95	
備 中 圏 域	42	271	42	271	42	271	
美 作 圏 域	0	0	0	0	1	1	
合 計	53	356	54	366	55	367	
再 掲	倉敷・井笠圏域	42	271	42	271	42	271
	高梁・新見圏域	0	0	0	0	0	0
	津山・勝英圏域	0	0	0	0	1	1
	真庭圏域	0	0	0	0	0	0



③ 放課後等デイサービス

放課後等デイサービス事業所において、授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

<放課後等デイサービスの見込量>

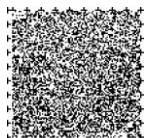
区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		
	実利用者数 【人／月】	利用見込量 【人日／月】	実利用者数 【人／月】	利用見込量 【人日／月】	実利用者数 【人／月】	利用見込量 【人日／月】	
備 前 圏 域	945	5,755	1,049	6,392	1,154	7,052	
備 中 圏 域	782	2,676	860	2,908	940	3,143	
美 作 圏 域	200	1,086	210	1,126	220	1,168	
合 計	1,927	9,517	2,119	10,426	2,314	11,363	
再 掲	倉敷・井笠圏域	714	2,475	782	2,686	851	2,899
	高梁・新見圏域	68	201	78	222	89	244
	津山・勝英圏域	179	1,028	184	1,054	189	1,082
	真庭圏域	21	58	26	72	31	86

④ 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。

<保育所等訪問支援の見込量>

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		
	実利用者数 【人／月】	利用見込量 【人日／月】	実利用者数 【人／月】	利用見込量 【人日／月】	実利用者数 【人／月】	利用見込量 【人日／月】	
備 前 圏 域	30	55	31	57	32	59	
備 中 圏 域	35	136	51	198	67	260	
美 作 圏 域	1	4	1	4	2	5	
合 計	66	195	83	259	101	324	
再 掲	倉敷・井笠圏域	35	136	51	198	67	260
	高梁・新見圏域	0	0	0	0	0	0
	津山・勝英圏域	0	0	0	0	1	1
	真庭圏域	1	4	1	4	1	4



(2) 障害児入所支援

福祉型障害児入所施設は、障害児入所施設に入所する障害児に食事や入浴等日常生活の基本動作を指導し、家庭に近い雰囲気の中で過ごすことにより退所後の地域生活等への円滑な移行を促し、また被虐待児童等を養護する役割を果たす重要なサービスです。医療型障害児入所施設はそれらに加え肢体不自由児等への治療も行っています。

ア 現状と課題

福祉型障害児入所施設は、被虐待児童を含む障害児の人数を配慮しながら、入所定員を適正に維持していく必要があります。

医療型障害児入所施設は、特に重症心身障害児の受け入れについて、障害児の状態、家庭環境、支援者の状況等を考慮し、適切な入所決定を行っていく必要があります。

イ 今後の取組

障害児入所支援については、入所前の障害児の状況を確認して、入所の必要性を適切に判断するとともに、虐待、家族等支援者が不在となる場合等緊急の入所を行う必要があるケースに速やかに対応できるよう、入所定員の確保を図ります。また、福祉型障害児入所施設については、平成30年度から障害児入所施設のみとして運営するか、障害者支援施設に移行するか、障害児入所施設と障害者支援施設との併設施設として運営するかを判断することとされているため、事業所及び市町村と連携し、施設の入退所状況等の現状や将来見込みを踏まえて、移行について適切な判断が行われるよう支援していきます。

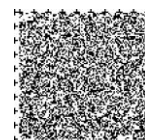
① 福祉型障害児入所施設

障害児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行います。

<福祉型障害児入所支援の見込量>

単位：実入所人数/月

区 分	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	契約	措置	計	契約	措置	計	契約	措置	計
全 県	35	110	145	36	107	143	33	101	134
岡山市以外	15	65	80	16	62	78	13	56	69
岡山市	20	45	65	20	45	65	20	45	65

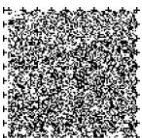


② 医療型障害児入所施設

障害児を入所させて、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。

＜医療型障害児入所支援の見込量＞ 単位：実入所人数/月

区 分	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	契約	措置	計	契約	措置	計	契約	措置	計
全 県	55	43	98	59	41	100	63	37	100
岡山市以外	25	28	53	29	26	55	33	22	55
岡山市	30	15	45	30	15	45	30	15	45



(3) 障害児相談支援

障害のある児童が自立した日常生活又は社会生活を送る上で、障害児相談支援は重要なサービスです。

このため、障害のある児童に対して、障害児通所支援を中心として、保健、医療、福祉、教育等の適切なサービスが多様な事業者から適切かつ効率的に提供されるように障害児支援利用計画を作成することが必要です。

ア 現状と課題

障害児支援利用計画は、平成27年度からは全ての障害児通所支援の利用者に対して作成することとされていますが、平成26年10月末現在の作成率は28%程度となっています。なお、障害児の保護者自身が計画を作成するセルフプランが全体の約20%を占めています。

イ 今後の取組

特に平成27年度において、新規の利用計画が適切に作成されるよう市町村を支援していきます。また、セルフプランについては、障害児の障害の程度、家庭環境、支援者の状況等に応じて、作成の可否について適切な判断が行われるよう支援していきます。

① 障害児相談支援

相談支援専門員が、障害児通所支援の申請に係る通所給付決定前に、障害児の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、障害児支援利用計画案を作成し、通所給付決定後に、関係機関との連絡調整について便宜を供与するとともに、障害児支援利用計画を作成するものです。

<障害児相談支援の見込量>

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
	実利用者数 【人/月】	実利用者数 【人/月】	実利用者数 【人/月】	
備 前 圏 域	201	266	331	
備 中 圏 域	326	339	352	
美 作 圏 域	109	113	115	
合 計	636	718	798	
再 掲	倉敷・井笠圏域	253	263	273
	高梁・新見圏域	73	76	79
	津山・勝英圏域	105	107	109
	真庭圏域	4	6	6

